

廿日市市新型インフルエンザ等対策行動計画

【概要版】

廿日市市

平成26年9月

【廿日市市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要】

1 本市行動計画の策定の経緯

病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が制定され、平成25年4月に施行されました。

国においては、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を策定しました。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められています。

また、広島県では、示された基準を踏まえ、平成25年12月に「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定し、県における新型インフルエンザ等対策に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項が定められました。

今回、これらの国、県の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験や、発生した感染症の特性を踏まえ、「廿日市市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」の策定（改定）を行いました。

2 新型インフルエンザ等対策の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

【ポイント】

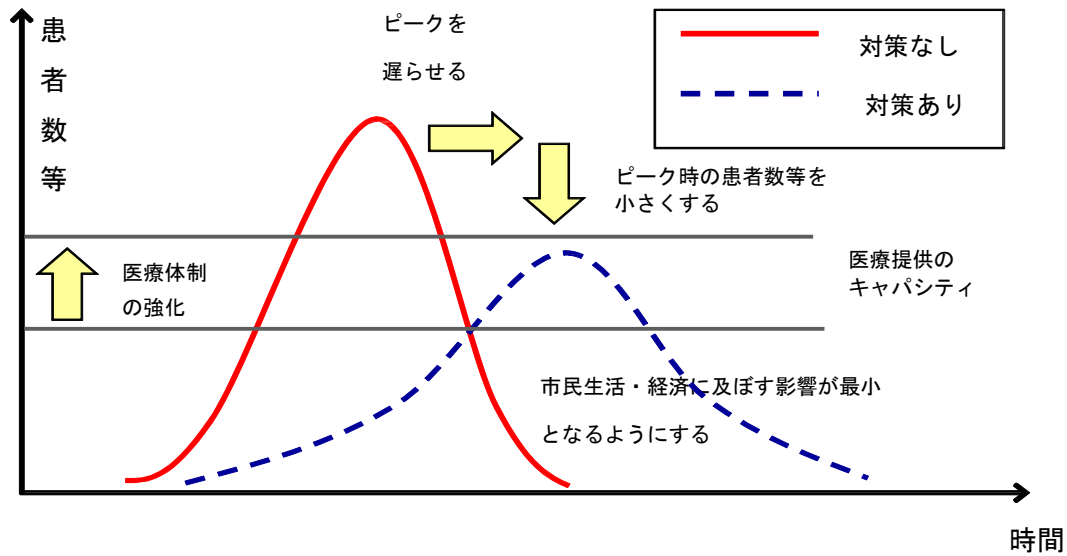
- ・ 感染拡大を抑えて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

【ポイント】

- ・ 地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成、実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

【対策の効果概念図】



3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方及び実施上の留意点

① 対策の基本的な考え方

【ポイント】

- ・世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替え、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種対策を講ずる。
- ・予防接種体制、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行っていく、県が行う不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請に協力し、各事業者における事業縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- ・感染対策等は、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う。

② 実施上の留意点

【ポイント】

- ・県から、医療関係者へ医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、施設等の使用等制限が要請された場合は、基本的人権を尊重しつつ、市民の利益と自由の制限は必要最小限のものとする。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・特措法は万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて必要に応じ様々な措置を講じることができるものであることを留意する。
- ・国、県、市は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。
- ・市は、発生した段階で、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザの流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等様々な要因に左右され、事前にこれらを予測することは不可能です。そのため、国及び県の行動計画と同様に過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、中等度の場合は、0.53%、重度の場合は2.0%と想定しています。

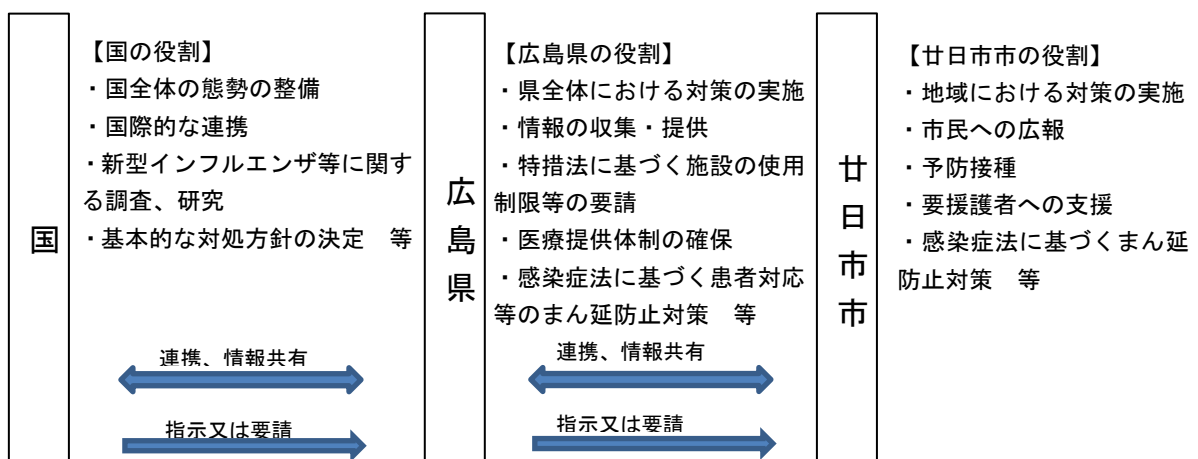
実際に発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということ念頭において対策を検討します。

【流行予測（県、市）中等度～重度】

区分	広島県（平成25年12月）	廿日市市（平成26年4月）
総人口	約287万人	117,182人
患者数（人口の25%が罹患すると仮定）	約72万人	約2万9千人
医療機関を受診する患者数	約29万人～56万人	約1万2千人～2万3千人
入院者数（中等度～重度）	約1万2千人～4万5千人	約500人～約2千人
死亡者数（中等度～重度）	約4千人～1万4千人	約200人～約600人
1日最大入院者数（中等度）	約2,280人	約100人
1日最大入院者数（重度）	約8,800人	約400人

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、各実施主体の役割を踏まえ、相互に連携して対応する。



国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての態勢の整備、対策の推進 ・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保、まん延防止対策等）の実施 ・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・緊急事態宣言時は法に定める緊急事態宣言（外出自粛要請、設備使用制限等）を実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での発生の早期発見及び発生动向の把握 ・市民等への新型インフルエンザ等に関する情報の適切な提供 ・緊急事態宣言時には、県と協力し、必要に応じて外出自粛要請、設備使用制限等を実施 ・県の要請に基づく、人が集まる市有施設（学校、文化センター等）の使用制限 ・まん延防止のための地域住民に対するワクチンの接種 ・住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援 ・生活に不可欠な行政サービスの継続や水道等のライフラインの確保 ・県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進 ・診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時に、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策（医療提供、社会機能維持等）を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備 ・新型インフルエンザ等の発生時における業務活動の継続
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の実施 ・新型インフルエンザ等の発生時、一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止のための措置の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報や、対策に関する知識を習得 ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実施、食料品、生活必需品等の備蓄等 ・新型インフルエンザ等の発生時には、状況対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染症の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。しかし、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する必要があります。

市行動計画では、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発

生前から、小康状態に至るまでを6段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めています。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態
県内未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生したが、県内では発生していない状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。

発生段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。

7 市行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的を達成するため、具体的な対策を6項目に分けて計画を立案します。

発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
発生段階ごとの目的	①体制整備・強化 ②情報の収集・提供	①ウイルス侵入防止	①県内発生をできる限り遅らせ、早期発見に努める	①感染拡大防止策実施 ②医療体制の確保 ③情報提供による混乱防止	①感染被害最小化 ②必要なライフライン等の事業活動を継続	①第二波に備えた第一波の評価 ②医療体制、社会経済活動の回復
危機管理体制	平常時	警戒体制	警戒体制	非常体制	非常体制	警戒体制
	注意体制					
	関係課連絡会議	新型インフルエンザ等対策警戒本部	新型インフルエンザ等対策本部設置 (本部長：市長)			新型インフルエンザ等対策警戒本部

※国が政府対策本部を解散したときは、警戒体制等へ移行

①実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合は、関係部署が連携し、全庁一丸となって取り組み、各発生段階に応じた体制を整備します。

【ポイント】

・新型インフルエンザ等は、その病原性や感染性が高い場合は多数の市民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会、経済活動の縮小、停滞を招くおそれがあることから、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、国、県等と連携する。

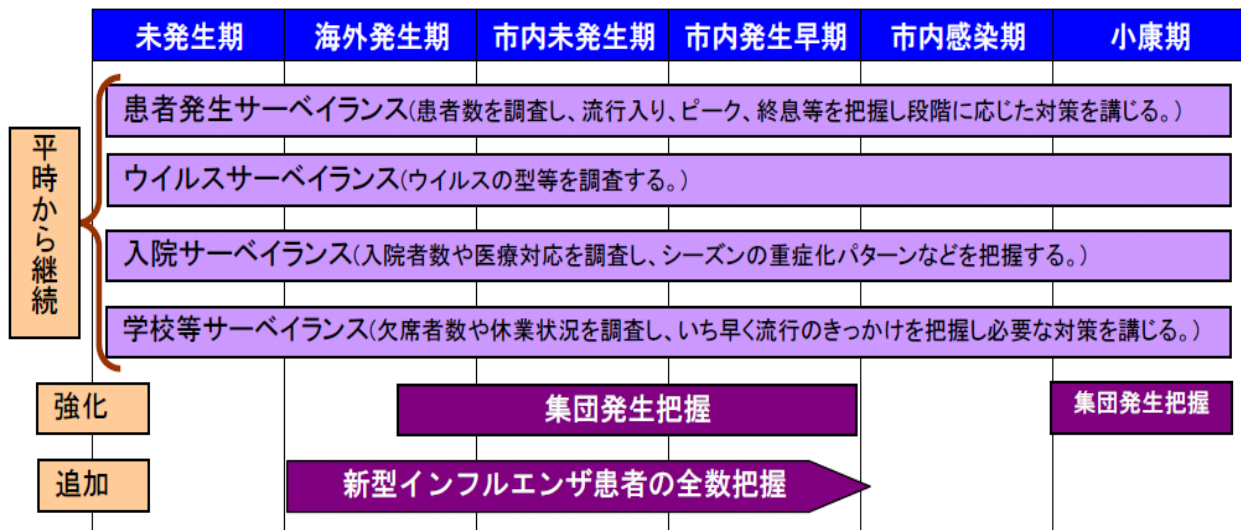
②情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集、分析して判断につなげ、その結果を市民や関係者に迅速かつ定期的に還元します。

【ポイント】

・県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。
 ・サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。

＜新型インフルエンザ発生時のサーベイランス＞



③情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策は国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人が各々の役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、効果的な手段により、適時適切に情報を提供、共有します。

【ポイント】

- ・対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人間における双方向性のコミュニケーションが必須であり、情報共有や情報の受取り手の反応の把握までを考慮する。
- ・発生時の危機に対する情報提供だけでなく、発生前における予防及びまん延の防止に関する情報を提供する。
- ・市民への情報提供に当たっては、マスメディア等の協力を得て、効果的な方法により実施するとともに、新型インフルエンザ等は誰でもかかり得るものであることや、個人レベルでの対策が地域での対策の推進に寄与することを伝える。
- ・外国人、障がい者など情報が届きにくい人に配慮した上で、多様な媒体を用い、理解しやすい内容で迅速に情報提供を行う。

④まん延防止

まん延防止対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等発生状況の変化に応じて、実施する対策決定、実施している対策の縮小、中止を行います。

【ポイント】

- ・県内における発生の初期の段階から、県が行う、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、濃厚接触者に対する感染を防止するための協力等の感染防止に基づく措置に協力する。
- ・緊急事態宣言後に、特措法に基づく緊急事態措置として以下の措置を講じる。
 - ①県と協力し、市民に対して、基本的感染対策の徹底を要請
 - ②県の要請に基づく施設使用制限等
 - ③ワクチンの確保、特定接種及び住民接種（臨時の予防接種）の実施

対策の例	概要
市民・事業者等への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)等、基本的な感染対策 ・職場における感染予防策、従業員の健康管理の徹底 ・公共交通機関等利用者へのマスク着用、咳エチケット等励行の呼びかけ等
患者・濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の感染症指定医療機関への入院 ・濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察 ・濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 ・病院や高齢者施設等、基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等における感染対策強化
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視、渡航予定者への情報提供等
特定接種・住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、社会機能維持に係る事業者等へのワクチンの先行接種の実施 ・住民に対する予防接種の実施
緊急事態宣言時の措置(市有施設の使用制限等)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所等に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の実施 ・政令で定める多数の者が利用する施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底

⑤ 予防接種

市は、常日頃から予防接種の啓発、普及に努めます。

【ポイント】

- ・原則として、集団的接種により接種を実施できるよう接種体制を構築する。
- ・医師、看護師等の医療従事者の確保、接種場所の確保、接種に関する器具等の確保及び市民への周知方法等の推進体制を構築する。

特定接種		<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府対策本部長が必要と認めるときに実施する予防接種 ・市は、発生時に速やかに接種できるよう未発生期から接種体制を構築する
住民 接種	臨時予防接種	・緊急事態宣言が行われている場合、特措法に基づき臨時に実施する予防接種
	新臨時接種	・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法に基づき実施する予防接種

⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が8週間程度続き、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

【ポイント】

- ・新型インフルエンザ等の発生時に、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関等とともに市民生活及び市民経済への影響を最小限にするよう努める。
- ・県と連携して、一般事業者や市民に対して、事前の準備をするように働きかけ、高齢者、障がい者等の援護を必要とする者の生活の安全に配慮する。

<緊急事態宣言が行われている場合の措置の例>

業務の継続等	・業務継続計画に基づき、必要な措置を講じて、水道事業、下水道事業を継続する。
サービス水準に係る市民への呼びかけ	・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
生活関連物資等の価格の安定等	・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視等をする。
要援護者への生活支援	・国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、訪問診療、食事の提供等）、搬送等の対応を行う。
埋葬・火葬の特例等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。 ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合国の要請に基づき、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。